

第四百十回 参議院厚生委員会會議録第三号

平成九年三月二十一日(金曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

三月十四日

大野つや子君
中島 眞人君

三月十七日

岡野 裕君
前田 勲男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任
岡野 裕君
前田 勲男君

補欠選任
大野つや子君
中島 眞人君

上山 和人君

尾辻 秀久君

南野知恵子君

木暮 山人君

菅野 壽君

大島 慶久君

大野つや子君

塩崎 恭久君

田浦 直君

中島 眞人君

長峯 基君

水島 裕君

山本 保君

国務大臣
厚生大臣 小泉純一郎君
政府委員
厚生省児童家庭局長 横田 吉男君
事務局側
常任委員会専門員 大賀 延朗君

本日の會議に付した案件
○児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

児童福祉法は戦後間もない昭和二十二年に制定されましたが、近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待の増加など児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。しかしながら、児童家庭福祉制度は発足以来その基本的枠組みは変わっておらず、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑・多様化に適切に対応することが困難になつてきているなど、今日、制度と実態のそごが顕著になつてきております。

今回の改正は、こうした変化等を踏まえ、児童の福祉を増進するため、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な成長と自立を支援するため、児童家庭福祉制度を再構築するものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、児童保育施策等の見直しであります。まず、保育所について、市町村の措置による入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改めるとともに、保育料の負担方式について、現行の負担能力に応じた方式を、保育に要する費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式に改めることとしております。

次に、保育所は、地域の住民に対し、その保育に関し情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談、助言を行うよう努めなければならないこととしております。

また、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業として制度化し、その普及を図ることとしております。

第二は、児童の自立支援施策の充実であります。

まず、教護院について、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童も入所の対象とし、児童の自立を支援することを目的とする施設に改め、児童自立支援施設に改称するとともに、養護施設としての児童の自立支援を図ることを明確化し、児童養護施設に改称するなど、児童福祉施設の目的及び名称の見直しを図ることとしております。

次に、地域の相談支援体制を強化する観点から、保護を要する児童やその家庭に関する相談援助や指導、児童相談所等の関係機関との連絡調整を総合的に行うことを目的とする施設として児童

家庭支援センターを創設することとしております。

また、児童相談所が施設入所措置等を行うに当たって、その専門性や客観性の向上等を図るため都道府県児童福祉審議会の意見を聞くこととする

とともに、児童の意向等を聴取することとしております。

第三は、母子家庭施策の強化であります。母子家庭の自立の促進や雇用の促進を図るため、母子寮について、入所者の自立の促進のための生活の支援をその目的に加え、母子生活支援施設に改称するなどの改正を行うこととしております。

このほか、保育所の広域入所等を促進するため地方公共団体が連絡調整を図るべきこと、また児童福祉関係者が連携しつつ地域の実情に応じて積極的に児童や家庭の支援を図るべきこととしております。

最後に、この法律の施行期日は平成十年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上山和人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公的介護保険制度創設反対 消費課税による介護サービスの充実に関する請願(第一四一号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第一四五号)(第一五〇号)(第一五二号)
(第一五六号)
二、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一
五七号)
三、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第一六〇号)(第一六五号)

第一四一号 平成九年二月十二日受理
公的介護保険制度創設反対、消費課税による介護
サービスの充実に関する請願
請願者 栃木県大田原市元町一ノ一ノ五
菊池恵子外五千百十六名

紹介議員 続 訓弘君
一、現在、国会において取り組んでいる公的介護
保険制度創設を断念し、介護サービスの充実
に必要な財源は、目的税としてこれを消費課税に
求めること。

理由

創設されようとしている公的介護保険制度は、次
のような問題をほらみ賛成し難い。(一)介護制度
を社会全体で支えようとしながら、実際には経費の
二分の一の財源を四十才以上の中高齢者からのみ
保険料として徴収しようとしており、中高齢者の
相互扶助によって支えられる制度になつてしま
う。(二)第二号被保険者(六十五才以上)の保険料
徴収では、比較的低額の年金受給者分は天引きせ
ず市町村が直接被保険者から個別に徴収すること
となるが、これでは徴収困難ゆえの未納者の生じ
るおそれが高い。(三)第二号被保険者(四十才以
上六十五才未満)の保険料は、その二分の一を医
療保険者等が負担するため、本人負担が基準額の
二分の一だけで済むのに対し、第一号被保険者は
一般的に所得が低いにもかかわらず、全額を本人
が負担しなければならなくなる。(四)年金支給額
の物価スライドを上回る介護保険料の改定が三年
ごとに見込まれ、年金受給者にとっては保険料が
重圧感をもちたらず制度である。(五)要介護者を施
設に入所させた場合に多額の公的介護経費を必要

とするのに対し、家族が在宅で介護した場合には
その経費が大幅に軽減されることにかんがみ、在
宅介護者に現金支給をすべきとの意見は当然だ
が、これを認めるかどうかについての複雑な判断
を要する。(六)運営主体となる市町村にとって、
被保険者の資格得喪事務を始め保険料の賦課、徴
収、さらには滞納整理事務等膨大な事務量に加
え、経費も多額となる。(七)公平維持の観点から
保険料滞納者にはペナルティーを科すこととなる
が、これは現在の公的介護サービス制度上ではあ
り得ず、新制度は福祉の後退になりかねない。
(八)三年ごとに介護経費を計算し、その二分の一
の財源を保険料で賄うとするため、自動的に保険
料改定額が決まり天井知らず引き上げられるお
それがある。(九)一般的に所得が減少する高齢者
にとつて、均等負担の保険料より消費課税の方が
実質的負担は軽減される、などである。よつて、
公的介護保険制度を創設するのではなく、介護目
的税(仮称)などとして消費課税による介護財源の
確保と介護サービスの更なる充実とに備えるよう求
める。

第一四五号 平成九年二月十二日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 静岡県裾野市稲荷二ノ八 井澤
晶子外千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

一、介護保険創設について
1 公的介護制度は「社会的支援」の意味が大
きいので、「全世代・社会による社会的支援
の制度」にすること。
2 平均的な年金生活者の生活現況を踏まえ、
保険料を極力低額に抑えること。
二、医療制度の改革について
1 高齢社会の進行に伴い国民医療費が増加す
るという考えに基づいた高齢者の自己負担増
は改めること。
2 高齢者医療制度は高齢者福祉の政策である
との原点に立ち返って、定額の自己負担を堅

持すること。
3 薬代を診療費と切り離し、その本人負担を
三割ないし五割にすることを改めること。
4 患者の一部負担による混合診療は患者に一
層の負担増加となり貧富による診療格差を増
大させることになるので、再検討すること。

第一五〇号 平成九年二月十二日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 福井市和田町水替二七 吉田悦
大外五千五十名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五二号 平成九年二月十三日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 名古屋市中山区本郷が丘一、一〇
五 三矢和洋外四千九百二十八名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五六号 平成九年二月十三日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町小浜大膳町七
七ノ二 木幡拓海外千八百五十四
名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五七号 平成九年二月十三日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 茨城県西茨城郡友部町大田町二〇
九ノ三三 佐々木孝外八十二名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

ノ六 小曾戸昭子外五千九百八十
二名
紹介議員 齋藤 勁君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六五号 平成九年二月十三日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 東京都町田市金森一、〇九一ノ四
清水康史外五千二百六十六名

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第一六七号)(第一六八号)
一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一
七四号)
一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関
する請願(第一八三号)
一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一
八五号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第一八六号)
一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一
八九号)(第一九四号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第一九六号)

一、厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関
する請願(第一九七号)(第一九八号)(第一九
九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二
号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)
(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第
二〇九号)(第二一〇号)

一、医療保険制度改悪反対、医療の充実、介護
保障の確立に関する請願(第二一一号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第二二五号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第二

一六号

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第二一九号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第二二三号)

一、医療等の改善に関する請願(第二二八号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第二二九号)

一、障害者に対する福祉施策の充実に関する請願(第二五〇号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第二五一号)(第二五五号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第二五六号)

一、公的介護保険制度創設反対、消費課税による介護サービスの充実に関する請願(第二六三号)

一六七号 平成九年二月十四日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原一、七八四 登坂智子外五千二百二十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

一六八号 平成九年二月十四日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大字竹ヶ花七一、新湯原系魚川市大字竹ヶ花七一、加藤知自外七千九百四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

一七四号 平成九年二月十四日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市松風町一八ノ四一 高田春彦外二十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八三号 平成九年二月十七日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 広島県三原市皆実町一、三三二ノ一 上西義行

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一八五号 平成九年二月十七日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城二ノ二五ノ三 岩崎喜子外七十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八六号 平成九年二月十八日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 島根県能登郡広瀬町富田八四三 池田八重子外三百七十六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八九号 平成九年二月十八日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市南区北ノ沢二ノ二二ノ五 柳原良司外十四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九四号 平成九年二月十八日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸二ノ一 三ノ二五〇九 上野由紀外六十二名

紹介議員 竹村 泰子君

(二通)

請願者 東京都新宿区下落合二ノ二二ノ一、〇〇六 三橋洋外五千四百九十名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九七号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡一ノ六ノ三六 丸田麻子外千三百四十名

紹介議員 阿部 幸代君

福祉を食う物にした岡光前厚生省事務次官の逮捕を始めとする高級官僚の汚職構造は底知れず、財政官の癒着構造に対する不信と怒りが広がっている。今回の政府の医療保険改悪案は、薬局で買える薬の保険外しや病院の紹介料など自費部分の拡大がもたらされている。政府・厚生省が、憲法第二十五条にある社会保障に対する国の責任を放棄して、患者・国民の負担を増やし、新たな病院つぶしと医療の営利化を推進するねらいは変わって

おらず、今回の改悪を許せば連続的な大改悪が行われる。欧米諸国に比べ二倍から四倍にもなる薬価を引き下げ、製薬企業のばらもつけを是正し、不当に削減された国庫負担を増やすことなどにより、健保財政の健全化を進め財源を確保すべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、安心して治療が受けられなくなる医療保険制度の改悪は行わないこと。

1 健保本人の負担増(二割化)、保険料の引上げを行わないこと。

2 高齢者の負担増(受診のたびに五百円、入院一日千円プラス食費七百六十円)を行わないこと。

3 外来薬代の負担(一種類一日につき十五円)の導入、風邪薬などの保険外しは行わないこと。

4 厚生省汚職を徹底糾明するとともに、高薬価を是正し、国と大企業の負担で財源を確保すること。

第一九八号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 長崎県市末石町三七〇ノ四二 川崎美香子外八百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第一九九号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 東京都北区東十条二ノ四ノ一五 篠崎政男外八百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

第二〇〇号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 東京都足立区竹ノ塚一ノ三八ノ一 一ノ四〇四 日下肇史外八百九十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇一号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 福岡市南区向野二ノ五ノ一 白水忠義外八百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇二号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 東京都足立区竹ノ塚一ノ三八ノ一 一ノ四〇四 日下肇史外八百九十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇一号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 福岡市南区向野二ノ五ノ一 白水忠義外八百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇二号 平成九年二月十八日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 東京都足立区竹ノ塚一ノ三八ノ一 一ノ四〇四 日下肇史外八百九十名

紹介議員 緒方 靖夫君

願 請願者 千葉県習志野市香澄六ノ一〇ノ九
松本昭二外八百九十九名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇三号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 茨城県猿島郡総和町小堤一、九一
三ノ二五八 大竹忠周外八百九十
九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇四号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市田浦町一ノ四二
桜井康子外八百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇五号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 名古屋市中村区松原町三ノ三三
高木敦子外八百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇六号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 名古屋市中村区内田橋一ノ一四ノ四
セビアバレストAKEMI3ノD
鈴木智恵子外八百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇七号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 東京都大田区大森中三ノ三ノ一八
平林米子外八百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇八号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 名古屋市中村区永室町一九ノ五ノ
一、一一六 古橋洋子外八百九十
九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二〇九号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 沖縄県那覇市宇栄原一ノ一〇ノ一
三 長嶺ミエ子外八百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二一〇号 平成九年二月十八日受理
厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県草加市新栄町三四九ノ一
神沼修外八百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二一一号 平成九年二月十八日受理
医療保険制度改悪反対、医療の充実、介護保障の
確立に関する請願
請願者 名古屋市中村区六条町四ノ三三 古
田政孝外二千五百七十九名

紹介議員 西山登紀子君

医療、福祉など社会保障制度の充実が国民の願いである。しかし、医療保険審議会の医療保険制度
改革案では、老人保健法の患者負担率（一
二割）や健保・共済本人の二割負担、被扶養者
からの保険料徴収、業代の給付制限などが検討さ
れており、実施されれば窓口負担だけでも二倍以
上に増える。また、介護保障の充実も緊急課題で
あり実現を急ぐべきであるが、「保険料あつて介
護なし」という政府の介護保険法案は、国民の現
実の悩みや将来の不安解消に役立たず、国民の
期待を裏切るものである。新ゴールドプランの前
倒し実施を始め、緊急の施策の充実を進めなが
ら、公的介護保障を充実させるよう求める。つい
ては、次の措置を採らねばならない。

一、なりふり構わぬ患者負担増、医療制度の大改
悪をやめ、憲法第二十五条に基づく社会保障を
拡充すること。

1 健保・共済本人の二割負担をやめ、本人の
医療保険給付を十割にすること。高齢者家族
（被扶養者）などへの新たな保険料負担は行わ
ないこと。

2 老人保健法の患者負担分の定率化（かかっ
た医療費の二割から三割を負担する）は行わ
ないこと。老人医療費の無料制度を復活し、
健保・共済、国保組合の老人医療費拠出金を
なくすること。

3 医療を制限する保険給付の改悪を行わない
こと。

4 医療保険への国庫負担と企業負担を増や
し、保険料の引上げをやめ、国保料（税）を引
き下げる。

二、「保険あつて介護なし」の政府案でなく、国
民の願いにこたえる公的責任を明確にした介護
保障制度を確立すること。

1 国民負担と消費税引上げによる介護保険制
度ではなく、国と大企業の負担と責任を明確
にした介護保障制度を確立すること。

2 ホームヘルパー、看護婦など、マンパワー
の大幅な増員を図ること。

3 特別養護老人ホームや老人保健施設などの
入所施設の整備を図ること。

4 訪問介護、デイケア、ショートステイなど
を大幅に増やすこと。

5 高齢者保健福祉計画への国の予算を大幅に
増やすこと。

三、国民すべてが安心して暮らせる年金制度を充
実させること。

1 最低保障年金制度の創設で、無年金者老
齢、障害や低額年金受給者をなくすること。

2 基礎年金に対する国庫負担を直ちに二分の
一に増額するとともに、支給資格期間を短縮
し、すべての老齢年金支給開始年齢を六十歳
とすること。

第二一五号 平成九年二月十九日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 岡山市二日市町二四四 藤原護外
四千八百九十四名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二一六号 平成九年二月十九日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 広島県三原市須波西町七六五ノ七
一一 九子イツ江外十四名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一九号 平成九年二月十九日受理
介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願
請願者 群馬県渋川市金井一、一四一ノ一
九 徳田文平外九百九十八名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二二三号 平成九年二月十九日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県秩父市日野田町一ノ二ノ一

一 山下マス子外七十五名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二八号 平成九年二月十九日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町横谷二、四六

九 田中裕子外七百八十六名

紹介議員 片山虎之助君

本格的な高齢社会を目前にして、ますます財政事情も厳しさを加えている中、年金・医療・介護等福祉の長期的安定、さらに高齢者雇用制度の確立等適切な施策が求められている。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、医療保険制度の改革に当たっては、老人保健法の一部負担金は定額制を堅持し、高齢者の負担が過重にならないよう配慮すること。

二、公的介護保険制度の創設に当たっては、質の高い介護サービスの提供と負担の国民的合意を期すること。

第二二九号 平成九年二月十九日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 埼玉県草加市中央二ノ一六ノ一〇

浅古半七

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二五〇号 平成九年二月二十日受理

障害を持つ子供たちに対する福祉施策の充実に関する請願

請願者 名古屋市中川区山王二ノ六ノBノ

三二〇 井坂芳子外百九十九名

紹介議員 山本 保君

障害児者の自立と社会参加の一層の推進は、障壁のない社会を実現するための施策を着実に実現することにある。その意味で、政府が障害者プランにより「バリアフリー社会」を目指し、物理的、制度的、文化・情報・意識の向上の四つの障壁に焦点を当てた取組を行おうとしていることは評価できる。しかし、障害児の置かれた教育及び福祉等の施策や障害児を抱える親への配慮は入所主義の域を出ず、十全の施策が講ぜられているとは言えない。ついで、次の措置を採らねばならない。

一、身体的障害のみならず、医療的サービスの必要とする知的障害を持つ子供に要する車いす等の用具に対する補助を行うこと。

二、重度・重複障害を持つ子供の将来を保障するため、心身障害児施設や授産所等の施策を充実整備すること。

三、福祉行政における在宅支援の重要性にかんがみ、特殊学級等に在籍する児童に対する福祉専門家の訪問援助や専門施設での相談や集団指導等の事業を充実させること。

第二五一号 平成九年二月二十日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 福島県原町市橋本町三ノ二六 福

島民枝外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五五号 平成九年二月二十日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 岡山市今在家三六二 栗原高子外

五千六百三十四名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五六号 平成九年二月二十日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 名古屋市中川区山王二ノ六ノBノ

三二〇 井坂芳子外百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

請願者 埼玉県鳩ヶ谷市本町二ノ一ノ一

豊田幸輝

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二六三三号 平成九年二月二十日受理

公的介護保険制度創設反対、消費課税による介護サービスの充実に関する請願

請願者 栃木県大田原市浅香三ノ三、五七

八ノ一七 郡司弁一外三千六百三十三名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第二六四号)(第二六五号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第二六六号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第二六八号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第二七四号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第二七五号)

一、医療等の改善に関する請願(第三〇五号)

一、小規模作業所等成人障害者対策に関する請願(第三二〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三二九号)

一、国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願(第三三〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三三三〇号)(第三三三三三三)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三四〇号)(第三四三三三三)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三四八号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五二二二二)

一、医療等の改善に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

する請願(第三五二二二二)

一、医療等の改善に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三六七号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願(第三六九号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三七〇号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第三八〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三五二二二二)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三五七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第三六〇号)

一、医療等の改善に関する請願(第三六一号)

に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込二ノ二六ノ一

一 毛利文外九百九十九名

紹介議員 菅野 壽君

保育所は児童福祉法に基づく施設として全国的に整備され、小学校数に匹敵するまでに普及している。国民の要求にこたえるには産休・育休明け保育を含む低年齢児保育の拡大と延長保育など制度や内容の拡充、労働条件の改善、保護者負担の軽減などが不可欠であるが、これらは現行の保育所措置制度を堅持・拡充することで大部分が解決できる問題である。一方、産休明け乳児保育などの多様なニーズにこたえている無認可保育所に対しては国の補助もせず、放課後の子供のための児童保育には国の制度がない。児童手当制度は支給対象が三歳未満児までで所得制限があるが、これらは緊急に解決されなければならない問題である。現在行われている児童福祉法・児童福祉行政の見直しに当たって、公的責任による子供の福祉の前進が求められる。ついでに、次の措置を採ら

一、保育所措置制度を堅持・拡充すること。
二、保育所「最低基準」の抜本的改善と、保育予算を増額して、保育内容の向上、保育条件の充実、保護者負担の軽減を図ること。
三、無認可保育所の子供に措置費に見合った助成を行うこと。
四、学童保育の制度をつくること。
五、児童手当の支給額を上げ、支給対象を広げること。

第二七四号 平成九年二月二十一日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 福岡市東区和白東二ノ七ノ二九

安河内好輝外二十四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七五号 平成九年二月二十一日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 広島県御調郡久井町下津二四二

油藤恭子外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇五号 平成九年二月二十四日受理

医療等の改善に関する請願(二通)

請願者 仙台市青葉区本町三ノ七ノ四 柏

葉昭三外一名

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三一〇号 平成九年二月二十五日受理

小規模作業所等成人障害者対策に関する請願

請願者 岐阜県美濃市藍川二ノ六 野津牧

外千名

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三一九号 平成九年二月二十五日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 神戸市北区有馬町一六 垣田ひろ子

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三二〇号 平成九年二月二十五日受理

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡川井村大字鈴久名

五ノ七七 堤守外百三十名

紹介議員 今井 澄君

建設国保組合は建設労働者・職人にとって命の綱であり、健全運営の確保と医療費節減を目指して努力を重ねてきた。また、医療保険制度の見直し

が検討されているが、給付率の引下げ、老人医療における一部負担の引上げ、国の補助の引下げ、患者負担の引上げ等、国民医療を後退させる内容は、国民の願いからは大きく隔たったものである。ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、建設国保組合を今後とも育成強化すること。
二、そのため当面、現行の給付水準と国庫補助を確保すること。
三、医療保険の見直しに当たっては、現行の給付水準を引き下げないこと。
四、公費負担の拡充を基本に、老人保健制度の改善を行うこと。老人医療の後退につながる自己負担増を行わないこと。
五、公的介護保障の拡充を図るため、十分かつ慎重に検討するとともに、必要とされる基盤整備を国の責任で早急かつ着実に進めること。

る。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、建設国保組合を今後とも育成強化すること。

二、そのため当面、現行の給付水準と国庫補助を確保すること。

三、医療保険の見直しに当たっては、現行の給付水準を引き下げないこと。

四、公費負担の拡充を基本に、老人保健制度の改善を行うこと。老人医療の後退につながる自己負担増を行わないこと。

五、公的介護保障の拡充を図るため、十分かつ慎重に検討するとともに、必要とされる基盤整備を国の責任で早急かつ着実に進めること。

第三三〇号 平成九年二月二十六日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 神戸市長田区一里山町三ノ九 正

尾二郎

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三三三号 平成九年二月二十六日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 長野県飯田市仲之町三〇三 小島

恵蔵

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三四〇号 平成九年二月二十六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(五通)

請願者 札幌市中央区北一条西二丁目 川

上清孝外四名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四三三号 平成九年二月二十六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(六通)

請願者 埼玉県志木市本町五ノ四ノ四六

請願者 埼玉県志木市本町五ノ四ノ四六

請願者 愛媛県新居浜市一宮町二ノ六ノ二

〇 植田和美外五名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四八号 平成九年二月二十六日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 山梨県都留市桂町九三ノ三 渡

辺文香外二千三百五名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三五一号 平成九年二月二十六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 山口県宇部市相生町八ノ一 利重

勇

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五二号 平成九年二月二十六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 群馬県高崎市問屋町二ノ七ノ八

岡田鋼一

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五七号 平成九年二月二十七日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 神戸市須磨区若草町二ノ一一ノ三

城野益明

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三六〇号 平成九年二月二十七日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 埼玉県志木市本町五ノ四ノ四六

請願者 埼玉県志木市本町五ノ四ノ四六

田中義郎

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六一号 平成九年二月二十七日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 埼玉県和光市新倉一ノ三ノ一五
本橋 斎

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三六七号 平成九年二月二十七日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 広島市中区舟入中町七ノ一八ノ
一、一〇二 小田文子外千八百六
十九名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三六九号 平成九年二月二十七日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字城井四九〇 川
島忠義外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三七〇号 平成九年二月二十七日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請
願(三通)

請願者 川崎市川崎区宮前町八ノ一七 吉
田茂外二名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八〇号 平成九年二月二十七日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水上町二条二ノ五

二 中川秋信外九百九十九名
紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障
の拡充に関する請願(第三九二号)(第三九三
号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)
(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第
四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇
三号)(第四〇四号)(第四〇五号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関
する請願(第四一四号)

一、医療改善反対、介護の充実に関する請願
(第四一四号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関
する請願(第四一七号)

一、医療保険制度の改悪反対、医療の充実に関
する請願(第四一八号)(第四一九号)

一、公的介護保険制度の早期確立に関する請願
(第四二〇号)(第四二一号)

一、厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関
する請願(第四二二号)

一、介護保険の創設と医療保険の改革に関する
請願(第四三〇号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関
する請願(第四四三号)(第四四六号)(第四四
七号)

一、良い看護の実現に関する請願(第四六二号)
(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第
四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六
九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二
号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関
する請願(第四八一号)(第四八二号)

一、医療等の改善に関する請願(第四八四号)

一、患者負担増となる医療費改正案反対に関す
る請願(第四八九号)

一、医療等の改善に関する請願(第四九二号)

第三九二号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大野原二、六八六ノ
五 林永子外五万七千九百九十九
名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九三号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町一、八三二
ノ六一ノ二〇一 千葉真紀外五万
七千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九四号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼二ノ一八ノ一八
野上知子外五万七千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九五号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 東京都世田谷区給田三ノ九ノ二ノ
六〇五 佐藤純子外五万七千九百
九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九六号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉中町三五三ノ二
山本龍夫外五万七千九百九十九名

に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺三ノ二〇ノ二
七 上野米子外五万七千九百九十
九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九七号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 東京都東久留米市浅間町一ノ二ノ
二〇 富永貴美子外五万七千九百
九十九名

紹介議員 聴海 弘君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九八号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 山形県酒田市こがね町一ノ二一ノ
一四 佐藤恭子外五万七千九百九
十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第三九九号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町七ノ六ノ
一一 八木厚子外五万七千九百九
十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇〇号 平成九年二月二十八日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充
に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉中町三五三ノ二
山本龍夫外五万七千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇一号 平成九年二月二十八日受理
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願
請願者 和歌山県有田郡湯浅町湯浅二、一八七いとマンション二ノ一〇
松崎真理外五万七千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇二号 平成九年二月二十八日受理
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区小竹町一ノ二二ノ一
倉橋廣行外五万七千九百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇三号 平成九年二月二十八日受理
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願
請願者 大阪府門真市柳田町八ノ三ノAノ二〇一
木本邦晴外五万七千九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇四号 平成九年二月二十八日受理
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願
請願者 東京都西多摩郡日の出町平井二、一九六ノ二二九
千葉由紀外五万七千九百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四〇五号 平成九年二月二十八日受理
児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願
請願者 埼玉県秩父市大野原二、三二七ノ三ノ一〇一
上村典子外六万二千九百三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第四一〇号 平成九年二月二十八日受理
国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡羽茂町大字羽茂本郷
六七三ノ一 葛西調平
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一四号 平成九年二月二十八日受理
医療改悪反対、介護の充実に関する請願
請願者 長野県諏訪市大和三ノ一三ノ一七
松澤孝外二千九百九十九名
紹介議員 今井 澄君
医療保険制度「改革」を行わないこと、並びに、保険料は取るがサービスなしの政府の介護保険構想は国民が期待するものとは程遠いので、介護サービス水準の拡充を急ぎ、国の責任による公的介護保障制度を確立することを求める。ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、患者負担を大幅に引き上げる医療保険「改革」を行わないこと。
窓口負担を、老人は受診の都度定率一割負担・健保本人は一割二割負担、薬代や入れ歯は別に三割負担、風邪や腹痛など軽い病気の部屋代・食事代は全額患者負担、とする医療保険制度の「改革」を行わないこと。
二、在宅でも施設でも、人間の尊厳が保てる公的介護保障を確立すること。

第四一七号 平成九年三月三日受理
国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(五通)
請願者 埼玉県浦和市田島二ノ五ノ二一
中村剛外四名
紹介議員 関根 則之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一八号 平成九年三月三日受理
医療保険制度の改悪反対、医療の充実に関する請願
請願者 大阪府淀川区本川西二ノ二二ノ一
四 工藤智弘外千八百七十七名
紹介議員 山下 芳生君
不況の中で、高い国民健康保険料税を払えず病気になることも病院に行けない国民が増え、また、保険証があっても差額ベッド、給食代の一部負担を始めとする差額料金の増大で安心して入院もできなくなっている。医療、福祉など社会保障制度の充実が国民の願いであるが、政府・厚生省は憲法第二十五条の社会保障に対する国の責任を放棄して患者・国民の負担を大幅に増やし、病院つぶしもねらっている。医療保険審議会の医療保険制度改革案では、老人保健法の患者負担の定率化(二割)や、健保・共済本人の二割負担、被扶養者からの保険料徴収、薬代の給付制限などが検討されており、実施されれば窓口負担だけでも二倍以上に増える。国民が求めているのは医療保障の改善であり、憲法に基づいた社会保障全体の水準の引上げである。ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、健保・共済本人の二割負担はやめ、本人の医療保険給付を十割にすること。高齢者家族(被扶養者)などにとつての新たな保険料負担は行わないこと。
二、老人保健法の患者負担分の定率化(かかった医療費の一割から二割を負担する)は行わないこと。老人医療費の無料制度を復活し、健保・共済、国保組合の老人医療費拠出金をなくすること。

第四一九号 平成九年三月三日受理
医療保険制度の改悪反対、医療の充実に関する請願
請願者 長野県伊那市大字伊那四、八八〇ノ二
武田紀夫外二千七百三十八名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第四二〇号 平成九年三月三日受理
公的介護保障制度の早期確立に関する請願
請願者 栃木県真岡市大谷本町二ノ一三
国野茂樹外千五百六十六名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

三、医療を制限する保険給付の改悪を行わないこと。
1 風邪、腹痛、打撲など軽い病気の全額自己負担を行わないこと。
2 入院時の給食費負担の引上げをやめ、無料にすること。
四、医療保険への国庫負担と企業負担を増やし、保険料の引上げをやめ、国保料(税)を引き下げること。
五、国保料(税)の滞納者への制裁措置を取りやめること(短期保険証の法制化、資格証の義務化、保険給付からの滞納額控除制度の新設などの計画は行わないこと)。
六、国民すべてが安心して暮らせる年金制度を充実させること。
1 最低保障年金制度の創設で、無年金者(老齢、障害)や低額年金受給者をなくすること。
2 基礎年金に対する国庫負担を直ちに二分の一に増額するとともに、受給資格期間を短縮し、すべての高齢年金支給開始年齢を六十歳とすること。

第四二二号 平成九年三月三日受理

公的介護保障制度の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市観光通一ノ五ノ六ノ

一〇二 白井良明外千四百三十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二二号 平成九年三月三日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 静岡県湖西市白須賀一、一一四ノ

四 森永勝喜外六百八十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第四三〇号 平成九年三月三日受理

介護保険の創設と医療保険の改革に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡長坂町大八田一、

〇七八 清水妙子外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四四三三号 平成九年三月四日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町二ノ一〇ノ五

宮川秀雄外三名

紹介議員 上野 公成君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第四四六号 平成九年三月五日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 静岡県浜松市馬込町九八 坂井八

郎外二名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第四四七号 平成九年三月五日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 厚生委員会会議録第三号 平成九年三月二十一日

第七部

願(四通)

請願者 群馬県前橋市表町二ノ一〇ノ五

吉田雄次外三名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第四六二二号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所六ノ一一ノ一六

ノ二〇二 関根孝之外三百三十一

名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六三三三号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡田野町下屋敷乙九、

一七八ノ八 開地米子外三百二十

九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六四四号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 東京都八王子市横川町六六三ノ三

榊田杏美外三百二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六五五号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 福井県勝山市昭和町二ノ五ノ五五

宇野茂外三百二十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六六六号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 静岡県田町五ノ六九 若林大資外

三百二十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六七七号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 千葉県木更津市長須賀三七二ノ二

前田美砂子外三百二十九名

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六八八号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 山形県酒田市中安町三ノ一〇 釜

台健外三百二十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六九九号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大和町吉岡字志田町

六五ノ一 大房温外三百二十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七〇〇号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 和歌山県田辺市新庄町三、九八四

中嶋久雄外三百二十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七一七号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 名古屋市中天白区道明町八一 橋本

智永外三百二十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七二二号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、五一四 田

辺章次外三百二十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七三三三号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 三重県度会郡大宮町神原三一〇ノ

三 堀江みき外三百二十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七四四号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡北方町北方一、三四

三ノ六 大熊吉郎外三百二十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四七五五号 平成九年三月五日受理

良い看護の実現に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町大字入沢

一、五三一 日向恵理香外三百二

十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四八一七号 平成九年三月六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 山口県宇部市相生町八ノ一 池田

横子

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第四八二二二号 平成九年三月六日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

願 請願者 埼玉県浦和市高砂四ノ六二〇
高野雅幸

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八四号 平成九年三月六日受理

医療等の改善に関する請願(二通)

請願者 横浜市南区六ツ川一ノ三五一ノ二
岩崎恵三外一名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八九号 平成九年三月六日受理

患者負担増となる医療費改正案反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷八ノ二ノ一
〇ノ三〇一 鈴木勝外九百八名

紹介議員 矢田部 理君

さきの総選挙では自民党でさえ大多数の候補者が「据置き」、「凍結」、「行革先行」を公約したにもかかわらず、政権を握った途端、財政危機を理由に消費税率五%への引上げと併せて「特別減税の廃止」も決定した。これにより国民一人当たりの負担が年間約四万円増という大増税になる。その一方で、福祉政策の後退につながる「患者負担増となる医療費改正案」を国会に提出した。そもそも財政赤字の原因は、政・官・財の癒着の下に大企業、取り分け大手ゼネコンを中心に公共投資のばらまき政治を繰り返したことにあり、この責任は政府にある。そして来年度もばらまき予算を計上し、財政再建どころか債務を更に増やそうとしている。このような予算案・増税・国民負担増は認められない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、患者負担増となる医療費改正案は廃案とする

第四九二号 平成九年三月六日受理
医療等の改善に関する請願

請願者 岐阜市石谷三八三 遠山秀史

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法、昭和二十二年法律第百六十

四号の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

第一章 総則(第一条―第三条)

第一節 定義(第四条―第七条)

第二節 児童福祉審議会(第八条―第十条)

第三節 児童福祉司及び児童委員(第十一

条―第十四条)

第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健

所(第十五条―第十八条の三)

第二章 福祉の措置及び保障(第十九条―第

三十四条の二)

第三章 事業及び施設(第三十四条の三―第

四十九条)

第四章 費用(第四十九条の二―第五十六条

の五)

第五章 雑則(第五十六条の六―第六十二条

の二)

附則

第六条の二第一項中「及び児童短期入所事

業」を、「児童短期入所事業及び児童自立生活

援助事業」に改め、同条に次の二項を加える。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、

第二十七条第九項の措置に係る者につき同項

に規定する住居において同項に規定する日常

生活上の援助及び生活指導を行う事業をい

う。

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第七条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「及び教養院」を「児童自立支援施設及び児童家庭支援センター」に改める。第八條第四項中「夫々」を「それぞれ」に改め、同条第七項中「第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会」を削り、同条第四項の次に次の一項を加える。

都道府県児童福祉審議会(第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第八項及び第二十七条第八項において同じ)は、第二項及び前項(当該地方社会福祉審議会にあつては、社会福祉事業法第六條第三項及び第十一條第一項)に定めるもののほか、第二十七條第八項に規定する措置に係る都道府県知事の諮問に答えるものとする。

第二十一条の十の次に次の一項を加える。

第二十一条の十一 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六條の二第六項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十三条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を加える。

第二十四条中「政令で定める基準に従い条例

で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の」を「保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める」に、「と認める」を「場合において、保護者から申込みがあつた」に、「入所させて保育する措置を採らなければ」を「において保育しなければ」に改め、同条ただし書中「加えなければ」を「しなれば」に改め、同条に次の四項を加える。

前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という)を希望する保護者は、厚生省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合に於ては当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

市町村は、第二十五条の二第四号又は第二十六條第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二中「一の」を「いずれかの」に改め、同条第三号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同条に次の一号

を加える。

四 第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条第一項中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第四号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十六条第二項中「健康状態」の下に「及び家庭環境 同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向」を加える。

第二十七条第一項中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第三号中「預り」を「預かり」に、「も」とに「を」の下に「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「虚弱児施設」を「児童養護施設」を「児童自立支援施設」に改め、同条第三項及び第四項中「とる」を「採る」に改め、同条第五項中「且つ」を「かつ」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第六項中「更に」を「さらに」に改め、同条第七項中「とる」を「採る」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

一 項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。若しくは第二項の措置を採る場合、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合又は第六項の措置を採る場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従ひ、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができ

る。

第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行ふものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第八項措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

若しくは第九項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県は、第二十七条第九項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

第三十一条に第一項として次の一項を加える。

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、第二十三条本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設に在所させる措置を採ることができ

る。

第一項の規定による保育の実施の解除」を加える。

第三十三条の六を削る。

第三十三条の七中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の六とし、第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十三条の九中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の八とする。

第三十四条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号から第四号の三までの規定中「戸」を「戸々」に改め、同項第六号中「淫行」を「淫行」に改め、同項第七号中「虞」を「おそれ」に改め、同項第八号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第九号中「基」を「基づく」に改め、同条第二項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設又は教養院」を「肢体不自由児施設又は児童自立支援施設」に、「夫」を「それぞれ」に改める。

第三十四条の五中「第三項まで」の下に「若しくは第二十七条第九項」を加える。

第三十四条の六中「第三項まで」の下に「又は第二十七条第九項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の七 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第三十五条第一項中「児童福祉施設」の下に「（助産施設 母子生活支援施設及び保育所を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「乳児」の下に「（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、「保護する」の下に「とともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する」を加える。

第四十一条中「養護施設」を「児童養護施設」に、「養護すること」を「養護し、あわせてその自立を支援すること」に改める。

第四十三条の二を削り、第四十三条を第四十三條の二とする。

第四十二条の二中「日」を「日々」に、「もとから」を「下から」に改め、同条を第四十三條とする。

第四十三条の五中「おおむね十二歳未満の」を削る。

第四十四条中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「虞」を「おそれ」に、「を入院させて、これを教護する」を「及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

児童家庭支援センターは、厚生省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。

児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第四十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第四十六条の二中「基づく措置」を「基づく措置又は保育の実施」に改める。

第四十八条第一項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設

施設」を「肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十九条中「及び」の下に「放課後児童健全育成事業並びに」を加える。

第四十九条の二中「市町村又は」及び「第十二条から第二十四条まで又は」を削る。

第五十条中「の各号」を削り、同条第六号中「母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四條まで」を「又は母子生活支援施設について第二十二條又は第二十三條本文」に改め、同条第六号の二中「(国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）」を削り、同条を同条第六号の三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 都道府県の設置する保育所における第二十四条第一項の規定による保育の実施に要する保育費用(保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第一号の三及び第五十六条第三項において同じ。)

第五十条第七号中「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第五十一条中「の各号」を削り、同条第一号の二中「第二十三條本文及び第二十四條本文」を「及び第二十三條本文」に改め、「国及び」を削り、「母子寮又は保育所」を「又は母子生活支援施設」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の三 第二十四条第一項の規定による保育

の実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。)に要する保育費用

第五十二条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に、「乃至」を「ないし」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、及び児童厚生施設を「児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十三条の三を削る。

第五十四条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に、「乃至」を「ないし」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、及び児童厚生施設を「児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第五十六条第二項中「第五十条第四号から第七号の二までに規定する費用(同条第四号に規定する費用については、」を「第五十条第四号に規定する費用(」に改め、「限る。」の下に「並びに同条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用」を加え、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」まで、に改め、同条第七項中「第二項又は第三項」を「から第三項まで又は第六項」に改め、「又は第五項」を「第三項又は第六項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号の三に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収する

ことができる。

第五十六条の二第一項第二号中「措置」を「入所させる措置又は保育の実施」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十六条の五中「第二條第二項第一号」を「第二條第二項第二号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第五十七条の五中「第二條第二項第一号」を「第二條第二項第二号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、第二十一条の十又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定による福祉の措置及び第二十四条第一項の規定による保育の実施並びにその他の福祉の措置及び保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

児童居宅生活支援事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第六十二条の二中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第六十三条の二第一項中「第三十一條第一項」を「第三十一條第二項」に改め、同条第二項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、同条第四項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)
第二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号中「母子寮、養護施設」を「母子生活支援施設、児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不

自由児施設に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第三項第二号中「又は児童短期入所事業」を「児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業」に、「又は児童厚生施設」を「児童厚生施設又は児童家庭支援センター」に改める。

第三号 母子及び寡婦福祉法の一部改正
第三号 母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「機関及び」を「機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(附則第五条から第八号までにおいて「旧法」という。)第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法(次条から附則第五条までにおいて「新法」という。)第二十四条第一項の規定により市町村が保育所において保育を行っている児童とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第五項に規定する児童自立生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律平成九年法律第 号」の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定

を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による虚勢児施設は、新法第三十五条の規定により設置された児童養護施設とみなす。

第六条 旧法第四十八条第二項の規定により旧法第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書の効力については、なお従前の例による。

第七条 当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部大臣の勧告に従わなければならない。

2 前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

第八条 この法律の施行前に支弁した旧法第四十九条の二、第五十条第六号及び第五十一条第一号の二に規定する費用の徴収については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「養護施設、教護院」を「児童養護施設、児童自立支援施設」に改める。

別表第一第二十号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第二第一号(四)及び第二号(五)の二中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

別表第三第一号(五)中「児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する市町村の事務の処理状況を实地に調査させ」を削る。

別表第六第一号(一)の表中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第七第一号の表児童福祉法第八号第二項ただし書に該当しない都道府県の都道府県知事の項中「及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

(少年法の一部改正)
第十条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号及び第二十七条の二第二項中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改める。

(少年法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 前条の規定による改正前の少年法第二十四条第一項第二号の規定によりなされた教護院に送致する決定又は養護施設に送致する決定であつて、この法律の施行の際その決定に係る保護処分が終了していないものについては、それぞれ前条の規定による改正後の同号の規定によりなされた児童自立支援施設に送致する決定又は児童養護施設に送致する決定とみなす。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第十二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第二十七条第一項第三号」の下に「又は第二十七条の二」を加え、「代つて」を「代わつて」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第十四条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七号に規定する児童福祉施設」を削り、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公共団体において、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七号に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用

(国民健康保険法の一部改正)
第十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第百六条の二中「第二十七条第一項第三号」の下に「若しくは第二十七条の二第一項」を加え、「同条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)
第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「虚勢児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第二項第一号中「児童居宅介護等事業」の下に「及び児童自立生活援助事業」を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急

整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

第十七条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第十八条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十九条 介護保険法施行法(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第二十条のうち老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十五条の改正規定中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第三十六条のうち国民健康保険法第百六条の二の改正規定中「同条第一項第三号」の下に「若しくは同法第二十七条の二」を加え、「同条第二項」を「同法第二十七条第二項」に改める。

第六十二条中国有財産特別措置法第二条第二項の改正規定を次のように改める。

第二条第二項第一号中「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体において、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用の

うち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法(平成九年法律第

号)の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

ハ 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

第二号中正誤

ページ 段行 誤

正

三 一 かわり 一九八〇年 一九八七年

三 一 六 幹事

〃 〃 〃 評議委員会

監事 評議員会

平成九年三月三十一日印刷

平成九年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局